

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

10月から「子ども手当」が変わりました。

申請をお忘れなく!

新しい法律により支給要件等の変更が行われたことから、改めて支給の対象となるかどうかを手当を受け取っている方も含めすべての方が申請が必要となりました。

○10月分からの支給額は以下のように変わります。(所得制限はありません。)

手当の月額 (平成23年10月分～平成24年3月分)

- ・0歳～3歳未満 15,000円(一律)
- ・3歳～小学校修了前 10,000円(第3子以降は15,000円)
- ・中学生 10,000円(一律)

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に支給になります。2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。



申請が必要です!

申請が必要な世帯には、11月7日に申請の案内を送付しています。

認定請求書は平成24年1月12日(木)までに必ず提出してください。

(提出がなければ2月支給されませんのでご注意ください)

案内が届いていない等ありましたら保健福祉課までご連絡願います。

※ 公務員につきましては、所属する事業所から支給されており、手続きが必要になる場合がありますので勤務先にご確認下さい。

注意してください!

転入・転出した方、お子さんが生まれた方は速やかに申請してください。

- 転入・転出した方は、転出予定日の次の日から数えて15日以内に申請してください。
- お子さんが生まれた方は、生まれた日の次の日から数えて15日以内に申請してください。

【問合せ先】 羅臼町 保健福祉課 87-2161